

農業改良資金助成法について

＝畜産関係は畜舎，サイロに適用＝

農業改良資金助成法は5月12日付第102号、同法施行令は5月12日付政第131号でそれぞれ公布になり、公布の日から施行されたが、これが説明会が5月14日、15日の両日、広島県庁の広島県会第1会議室において、開催され、中国四国各県、同信連、同中央会等関係者100余名の参集を得て、農林省農業改良局の係官から説明が行われたが、その大要は次のとおり。農業改良資金助成法の大要

一. 目的

この法律は、農業者が農業経営の改善を目的として自主的に能率的な農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得することを促進するため、農業者に対する技術導入資金の貸付（註、無利子の資金の貸付で畜産関係には該当するものがない。）又は農業者等が融資を受ける施設資金（註、畜産関係は畜舎、サイロ）に係る債務の保証を行う都道府県に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。（法第1条）

二. 定義

この法律において「技術導入資金」とは、農業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる能率的な農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）の技術の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

2. この法律において「施設資金」とは、農業経営の改善を図るために必要と認められる農機具、畜舎、農業用道路その他の施設の改良、造成又は取得に要する資金（技術導入資金を除く。）で政令で定めるものをいう。（法第2条）

三. 政府の助成

政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより次に掲げる事業を行うときは、当該都道府県に対し、

予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

一. 農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）（註、法人格を持たない団体も含まれ、実体的活動を現に行っているもので組織された団体）に対する技術導入資金の貸付

二. 農業等が農業協同組合から施設資金を次に掲げる条件で借り受けることにより当該農業協同組合に対して負担する債務の保証

イ. 利率が、年1割5厘をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める率以内であること。

ロ. 償還期間及び据置期間が、それぞれ10年及び3年をこえない範囲内において施設金の種類ごとに政令で定める期間であること。（法第3条）

（2、3項省略）

四. 債務保証を行う場合

第3条第1項第2号の債務の保証は、その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）が当該申請に係る施設資金をもって改良され、造成され、又は取得される第2条第2項の施設を利用して農業を営むとすればその経営を著しく改善する見込があり、当該施設の改良、造成又は取得のためには当該施設資金の貸付を受けることが必要であり、かつ、当該貸付を受けるためには当該債務の保証による以外には他に適当な方法がないと認められる場合に限り行うものとする。（法第16条）

農業改良資金助成法施行令の大要

一. 技術導入資金の種類及び償還期間（畜産関係がないので省略）

岡山畜産便り 1956.07

二. 施設資金の種類, 利率等

法第2条第2項の政令で定める資金は、次の表の施設資金の種類に掲げるとおりとし、法第3条第1項第2号イの政令で定める率及び同号ロの政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ同表の利率、償還期間及び据置の欄に掲げるとおりとする。
(政令第2条、畜産関係の畜舎、サイロのほか関連あるもののみ掲載した。)

施設資金の種類	利率	償還期間	据置期間
8. 飼料用動力カッターの取得に要する資金	年1割5厘	5年以内	1年
10. たい肥舎の造成に要する資金	年8分3厘	7年以内	1年
11. 畜舎の造成に要する資金	年8分3厘	7年以内	1年
12. サイロの造成に要する資金	年8分3厘	7年以内	1年

農業改良資金債務保証基準例 (案)

〇〇県都道府県農業改良資金債務保証規定に基づき保証の対象となる施設資金は同規程によるほか、この

基準によるものとする。(畜産関係及び関連性のもののみ掲載した。)

資金の種類	貸付対象施設の種類	貸付の相手方	標準事業費	保証決定時期
8. 飼料用動力カッターの取得に要する資金	飼料用動力カッター	集約酪農地域内において乳牛を飼育する者、開拓者で大家畜を飼育するもの及び自作農維持創設資金融通法に基く融資金を受けた者で乳牛を飼育するものを除く	動力カッター 小型1台 15,000円 大型1台 35,000円	年2回 月月
11. 畜舎の造成に要する資金	畜舎の新舎 (これに直接付帯する尿溜を含む)	開拓者及び自作農維持創設資金融通法に基く融資金を受けた者で乳牛を飼育するものを除く	1棟当り5坪 (1坪当り 20,000円) 100,000円	年2回 月月
12. サイロの造成に要する資金	サイロの新設	開拓者及び自作農維持創設資金融通法に基く融資金を受けた者	小型 (5尺×10尺) 1基 15,000円 大型 (9尺×10尺) 1基 90,000円	年2回 月月
10. たい肥舎の造成に要する資金	原則として大家畜保有農家のたい肥舎の新設	開拓者及び自作農維持創設資金融通法に基く融資金を受けた者	小型 1棟当り6坪 41,000円 大型 1棟当り15坪 102,500円	年2回 月月

以上が大要であるが、畜産関係についていまだ説明を加えると、技術導入に対する無利子貸付については該当がないが、施設資金については、畜舎、サイロがある。つまり単位農協が畜舎、サイロ、堆肥舎等を設ける者に対して融資を行う場合、最高利率年1割5厘と、標準利率8分3厘(政令第2条)との差、2分2厘(31年度にあつては3分)を農業改色資金によって債務保証することになる。この債務保証の負担は国及び県で各2分の1である。

農林漁業金融公庫からの貸付は総事業費の60%で年7分5厘(農協協調融資20%, 自己負担20%)であるが農協の協調融資により、農業改良資金による利率年8分3厘(畜舎、サイロ、たい肥舎)と大体実質的には均衡がとれることになる。

畜舎、サイロは貸付の相手方の保証基準例のとおりで、主として集約酪農地域外が対象となる。たい肥舎については31年度から農林漁業資金から除かれ、すべて改良資金によって行われることになった。又畜力農機具もたい肥舎同様になったが、犁、カルチベーター等2種類以上が保証の対象となっている。

なお国の31年度における畜産関係及び関連性のある施設資金事業計画は次のとおり。

畜舎 1,880棟, サイロ 10,000, 基たい肥舎 5,000棟, カッター2,000台, 畜力用セット, 8,000セット